

## 香芝市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和4年1月26日

香芝市監査委員 近藤 洋  
香芝市監査委員 中村 良路

### 第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

### 第3 監査の対象

総務部（財務局税務課）

### 第4 監査の実施期間

令和3年11月24日から令和3年12月24日まで

### 第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

### 第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

### 第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

#### 1 要望事項

- (1) 地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札によることを原則とし、随意契約については、地方自治法第234条第2項により、政令で定める場合に該

当するときに限りできる旨が規定されている。

路線価等調整業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約されていた。随意契約理由の詳細については、香芝市随意契約ガイドラインにも示されている、経験・知識を特に必要とする場合に該当するものであると考えられるが、契約金額が高額であること、また同様の業務で入札を実施している市町村も見受けられることから、今後、当該業務委託を実施するにあたっては、入札による業者選定を検討されたい。

- (2) 固定資産税の減免について、香芝市税条例第71条第1項各号に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認められるものについては、その固定資産税を減免すると規定されている。その規定の中で、第4号にある「その他特別の事由がある固定資産」については、その他特別の事由がどのような場合に該当するかといった基準等は特に設けられていない。

その他特別の事由については、様々な場合が想定されるころではあるが、税の減免という極めて重要な判断の根拠となりうることから、その他特別の事由がどのような場合に該当するかについて具体的な基準等を設けるなどして、公正かつ透明性のある事務処理に努められたい。